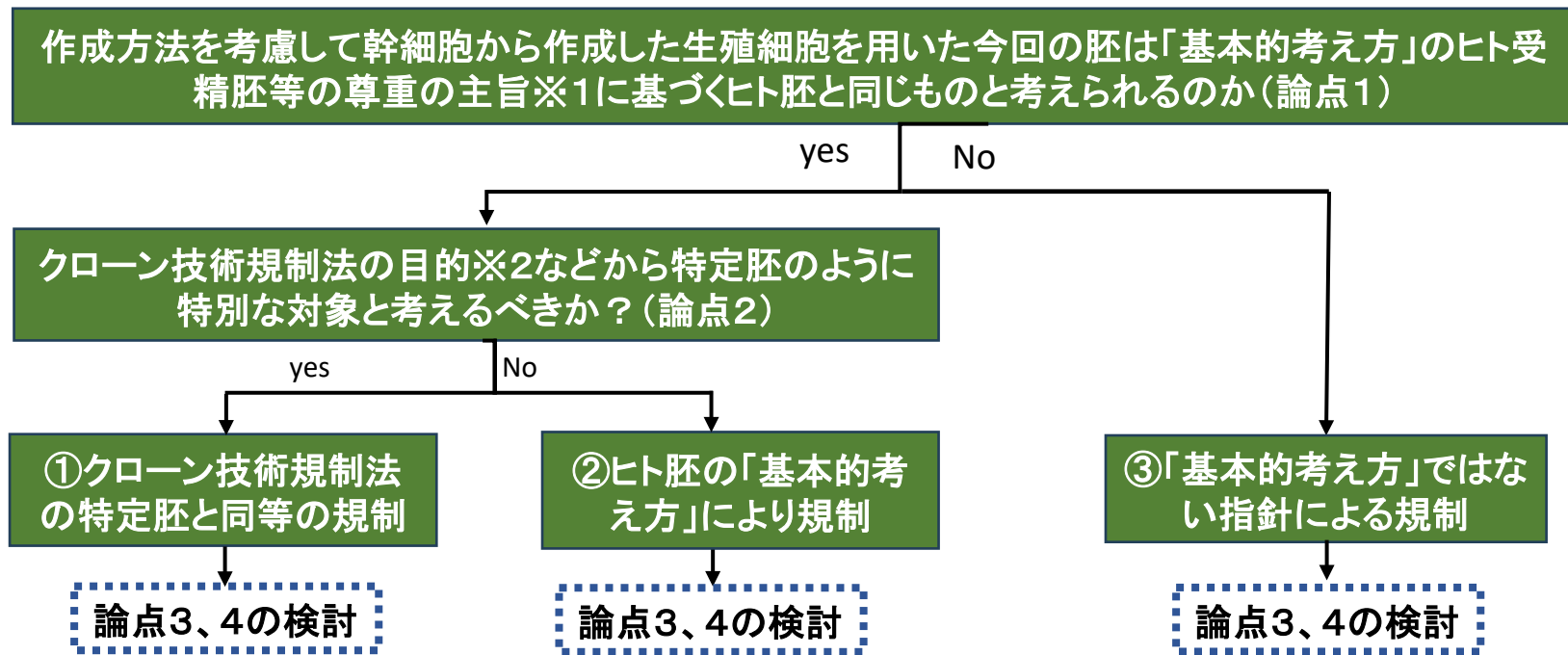


幹細胞から作成した生殖細胞の受精に係る検討フロー（案）



論点3、4

幹細胞から作成した生殖細胞の受精による研究は科学的合理性、社会的妥当性を満たしているか？（論点3）

yes No

受精を認める
認められる研究範囲（論点4）

現行のとおり
受精を認めない

※1 基本的考え方のヒト受精胚等の尊重の主旨：ヒト受精胚は母胎にあれば胎児となり「人」として誕生し得るため「人」そのものではないとしても「人の生命の萌芽」であり、「人の尊厳」という社会の基本的価値の維持のために特に尊重されるべき存在として位置付け、人クローン胚についても、同じ理由でヒト受精胚の基本原則を用いることとしている。

※2 クローン技術規制法の目的：特定の人と同一の遺伝子構造を有する人若しくは人と動物のいずれであるかが明らかでない個体を作り出し、又はこれらに類する個体の人為による生成をもたらすおそれがあり、これにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持に重大な影響を与える可能性があることから9種類の特定胚を規制している。